市川市指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針の制定について(概要)【平成29年3月31日施行】

指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用して夜間及び深夜に宿泊サービスを提供する場合の届出及び事故報告の義務を条例に定めたことから、宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全の確保並びに宿泊サービスの健全な提供を図るため、本市が所管する指定地域密着型通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めました。指針を遵守していただきますようお願いいたします。

【対象事業所】

- 地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護(予防含む)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 (介護予防通所型サービス・基準緩和通所型サービス)

【制定内容】

<提供>

- ・宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に宿泊サービスを提供すること。
- ・宿泊サービスの提供は緊急時又は短期的な利用の場合とすること。
- ・提供日数の上限は原則連続30日以内とすること。

<人員配置>

- ・看護職員又は介護職員を常時1以上配置すること。
- 介護職員は介護福祉士又は関係研修修了者の配置が望ましいこと。
- ・緊急時に対応する職員又は連絡体制を整備すること。
- 責任者を配置すること。

<宿泊設備>

- ・利用定員は地域密着型通所介護事業所等の1/2以下かつ9人以下とすること。
- ・宿泊室は原則個室とし、それ以外の場合は1室当たり4人以下とすること。
- ・宿泊室の面積は1人あたり7.43㎡以上とすること。
- ・宿泊室が個室以外の場合はパーテーション等の仕切りによりプライバシーを確保すること (※カーテンは不可)。
- ・パーテーション等の仕切りについて、転倒防止のための措置を図ること。

- ・男女同室とならないよう配慮すること。
- ・消防法令上で必要な設備を確実に設置すること。
 - ※一定の要件に該当するとスプリンクラー設備等の消防用設備の設置等が義務付けられるため、宿泊サービスを提供する場合には、事業所の所在地を管轄する消防署へ確認してください。

<宿泊サービス計画>

- ・宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置づけられた居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は第1号事業サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。
- ・4日以上の連続利用者に対して宿泊サービス計画を作成すること。
- ・利用者に対し宿泊サービスの計画の同意を得るとともに、書面により交付すること。

<運営規程>

・重要事項にかかる運営規程を定めること。

<非常災害対策>

・定期的に夜間を想定した避難・救出訓練を実施すること。

<調査への協力>

・実施状況等の確認のため、千葉県及び本市が行う調査に協力するとともに、指導を受けた場合は必要な改善を行うこと。

<公表制度>

• 公表方法

情報公開制度及び本市ホームページへの掲載等

・公表を行う項目

事業者名、介護保険事業所番号、事業所名、事業所所在地、事業所電話番号、サービス提供時間、利用定員、利用料金、人員配置の状況、宿泊室の状況、消防設備の状況